

藤原行成家族の葬送・追善仏事・忌日について

On the Funeral and Memorial Service for the Fujiwarano Yukinari Family

栗原 弘
Hiromu KURIHARA

平安中期の代表的な政治家の一人であった藤原行成は妻・母親・外祖父の遺骨を川に流している。葬法そのものが非常に珍しいのだが、それにもまして重要なことは右の三人の出自はすべて源氏であって、藤原氏の行成が他氏の身でありながら三人の墓を喪失させていることである。本稿はこの問題を家族史の立場から考察した。

キーワード：家族，藤原行成，葬送，平安時代
family, Fujiwarano Yukinari, funeral, Heian period

はじめに

藤原行成の葬送・墓制に関する研究史を振り返れば、行成が妻や母親や外祖父を水葬したことが取り上げられるのが一般的であった⁽¹⁾。水葬は当時でも珍しいことであったから、研究者が葬法に注目して行成を取り上げることは当然のことである。ところが、ここで注目しておきたいことは、行成が水葬に付した家族成員の内容である。妻は源泰清娘・母は源保光娘・外祖父は源保光である。3人に共通することは、源氏の出ということであるから、藤原氏の行成からすれば3人も出自を異にしている。

平安時代の中期に出自を異にするということは、原則的に、墓地を異にすることを意味する。当時の原則的な墓規定は、夫婦であっても婚姻関係に左右されることなく、「死者は父親の墓地へ入る」であって、夫と妻はそれぞれの父親の墓地へ葬られ、夫婦単位で墓地を形成する理念が確立していなかった。そのため、夫婦が出自を異にしていた場合は、妻は夫の墓地ではなく、父親の墓地へ入ったから夫婦は別墓地となった。藤原道隆(木幡)・高階貴子(桜本)夫婦、藤原道長(木

幡)・源倫子(仁和寺)夫婦、源師房(北白河)・藤原頼宗娘(木幡)夫婦、藤原忠実(木幡)・源師子(北白河)などはその事例である。したがって、夫が妻の墓を自由に動かすことはできなかった⁽²⁾。

ところで、行成は自己の近親者を水葬にしているのであるが、遺骨を水葬にするということは、恐らく墓を作らなかった可能性が強い。そうすると、藤原氏の行成が3人の源氏の墓を喪失させたことを意味している。つまり、他氏の人間が墓を左右しているのである。行成の葬制についてはこの事実にもっと注目すべきなのである。行成は明らかに有資格者とは思われないのに、他氏の妻と母と外祖父の遺骨を処分しているのである。これは何故であったのであろう。本稿では、平安時代の葬制・墓制からみるとやや例外的な行動がみられる行成を中心にして分析していきたい。

1. 父方の葬制と追善仏事

藤原行成の家族系図⁽³⁾とその葬送関連事項については次に示すとおりである。行成は父方の祖父が一条摂政伊尹であり名門の出である。そして、父方の祖母(恵

表1 藤原行成家族の没年・葬地・墓地・四十九日・一周忌

				年齢	葬地	墓地	49日	一周忌
祖父	伊尹	天禄3年(972)	11月1日没	49歳	天安寺		法性寺	
祖母	恵子女王	正暦3年(992)	9月27日没	?歳	不明			
外祖父	源保光	長徳元年(995)	5月8日没	72歳	松前寺玉殿→水葬			
外祖母	不明女							
父	義孝	天延2年(974)	9月16日没	21歳	不明		桃園殿御堂	
母	保光娘	長徳元年(995)	1月29日没	?歳	松前寺玉殿→水葬			
本人	行成	万寿4年(1027)	12月4日没	56歳	不明		世尊寺	
妻	源泰清娘	長保4年(1002)	10月16日没	27歳	鳥部野→水葬		三条第	
子	実経	寛徳2年(1045)	7月10日没	27歳	不明			
子	良経	康平元年(1058)	8月2日没	?歳	不明			
子	行経	永承5年(1050)	閏10月14日没	39歳	不明			
子	女(長家妻)	治安元年(1021)	3月19日没	15歳?	観隆寺玉殿		世尊寺	

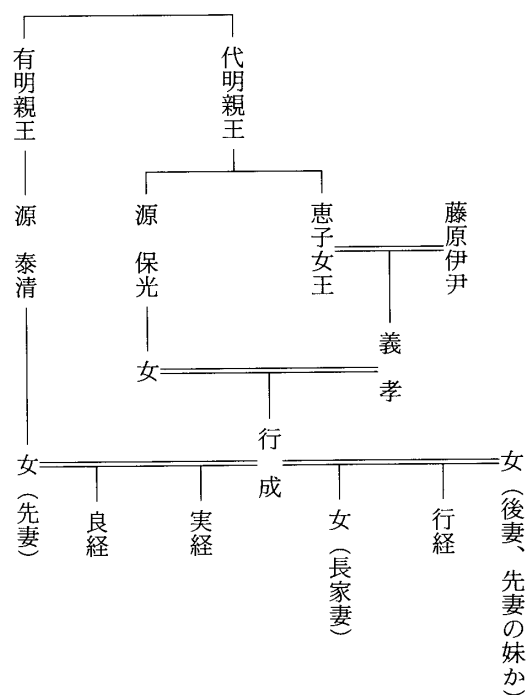


図1 藤原行成家族系図

子女王，醍醐天皇孫）は，母方の祖父（源保光，醍醐天皇孫）とキョウダイであるから，父と母はイトコ同士であった。また，行成の妻の父親（源泰清）も醍醐天皇の孫であったから，彼の家族は醍醐源氏との深い関わりを有していることが特色である。

では，行成の家族成員の葬送と追善仏事について，父方の家族成員からみていきたい。まず祖父の伊尹である。伊尹は右大臣師輔の嫡男であり，天禄2年(971)太政大臣となったが，同3年8月に病氣となり，11月

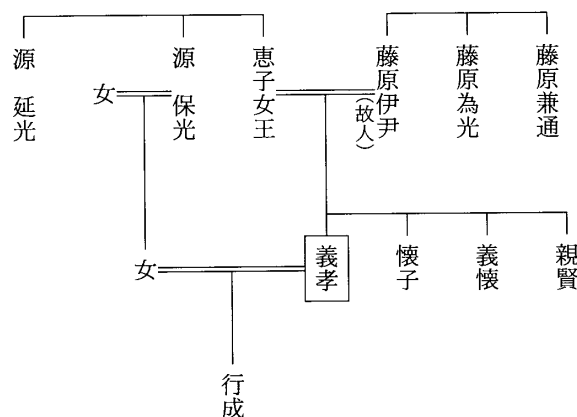


図2 天延2年(974)義孝の四十九日に諷誦料を出した人々

1日49歳で死去した。翌日，遺体は葛野郡に所在した天安寺（清原夏野の山荘が寺とされた地）へ移された⁽⁴⁾。5日に同寺の良の地で葬送が行われた⁽⁵⁾。恐らく火葬であったと想像されるが，詳細は不明である。墓地についてもはっきりしない。12月17日に四十九日の法事が法性寺で営まれた⁽⁶⁾。

2年後の天延2年(974)に当時流行していた抱瘡のために行成の父義孝がわずか21歳で死去した。9月16日の朝，兄の少将拳賢が亡くなり，その夕方には弟の義孝が亡くなったから，当時の人々は深く同情した。義孝の葬送と墓地の史料は残されていない。しかし，追善仏事については史料が残されているのでそれを見ておきたい。

義孝の十四日，及び四十九日の法事が「桃園御堂⁽⁷⁾」で行われている。『大日本史料』天延2年閏10月3日条

引用の『親信卿記』に「於桃園殿御堂，修故少将（義孝）七々日御法事，…出諷経所々，本家，太政大臣（藤原兼通），殿北御方（恵子女王），女御（藤原懐子），左衛門督（源延光），中宮大夫（藤原為光），左大弁（源保光），同北方（保光妻），右兵衛佐（藤原親賢），侍従（藤原義懐），故少将少郎（行成）」とある。義孝の法事の諷経料を出した人々は、右の面々であるが、ここに記された人々が、死者にとって最も親しい親族・姻族であったと思われるので系図で示してみよう（『大日本史料』説では「本家」とされた人物に関しては人物名を記入していないが、この10人以外に諷誦料を出している人物は義孝の妻（保光娘）以外に考えられないであろう）。

これらの人々は、死者の父方のオジ、実母、キョウダイ、妻方の両親、オジ、そして妻と息子であったことが判明する。この中で、源延光がやや縁遠い人物のように感じられるが、源延光は義孝の母親恵子女王のキョウダイであり、また、妻の父親の保光のキョウダイでもある。義孝からは母方のオジであり、妻方のオジにも当たる人物である関係から延光が登場するのであろう。全体的な印象としては、父方と妻方のバランスの取れた関係であったと言えるであろう。

次に、行成が成人し、21歳の時に父方の祖母恵子女王が亡くなった。父親を早くに亡くした行成にとって、父方の祖母は常に彼を支援してくれる人物であったと考えられる。事実、行成が16歳で従五位上に昇進したのは恵子の年給によるものであった⁽⁹⁾。行成は父親を失いながら、元服後、比較的順調に昇進することができたのは、蔭ながら恵子が果たした助力によるものであったであろう。

恵子は正暦3年（992）9月27日に亡くなったが、恵子については『小右記目録』に死亡の事実が記録されているのみで、葬送・墓制・追善仏事いずれも史料が残されておらず、具体的な経過は全く知ることができない。したがって、行成のかかわり方も明らかにすることができない。

以上、行成の父方の主要な肉親である伊尹・恵子・義孝の3人についてみたが、父親の追善仏事を除けば、ほとんど史料が残されていないために、行成の父方の実態については残念ながら明らかにすることができない。

2. 母方の葬制と追善仏事

次に、母方の成員の葬送と追善仏事をみたい。行成

の外祖父は代明親王の子源保光である。保光は長徳元年（995）5月8日72歳で亡くなった。行成は24歳であった。行成は父親を3歳の時に失ってから、母親とともに外祖父によって育てられた。保光は左大弁を勤めた知識人であり、後に行成も同様なコースを歩むが、彼は外祖父から単に養育のみならず学問に於いても多大な恩恵を受けたのである。したがって、保光は行成の実質的に父親代わりであった。

生前、保光は都の北方の地に松前寺（円明寺）を供養する。『権記』正暦3年（992）6月8日条に「被供養圓妙寺，卿相以下莫不会集」とある。この松前寺では、保光の娘であった藤原懐平の妻（行成の母の姉妹）の一周忌の法事が翌年の4月16日に行われている⁽⁹⁾。また、同寺は保光一族の寺であったようで、長保元年（999）には、保光の兄の重光の一周忌の法事が行われている⁽¹⁰⁾。

さて、保光の葬送・墓地の検討をする前に、保光の娘つまり行成の母親について先に叙述しておかなければならない。というのは、外祖父（保光）が亡くなった年に、外祖父より先に母親（保光娘）が亡くなっているからである。行成の母親は1月29日に亡くなった。行成24歳。その時の史料は残されていないが、後年行成が外祖父と母親を改葬する際に回想した『権記』寛弘8年（1011）7月11日の記事に「去正月廿九日先妣即世，…先妣瞑目当于納言在世之日，納言在世之日納言素不許火葬，仍於件寺（松前寺）垣西之外，造玉殿安之，即是納言在平日被行事」とある。母親が死去した時、葬送は実家で行われ、その父（保光）が葬送を執り行った。保光は、我が娘を火葬に付すことに耐えがたく、娘の遺体を松前寺（円明寺）に移送し、垣の西側に玉殿（霊殿）を造り、そこへ遺体を安置した。

これで理解されるように、保光娘の遺体の処遇は、死者の息子（24歳）が決定したのではなく、父親（72歳）が決定している。したがって、保光娘は実家の父親によって実家の娘として処遇され、実家の墓地（松前寺）に葬られたのである。

同じ年の5月9日、今度は外祖父の保光が亡くなった。これについても同書同日条に「同年五月九日納言又薨去，…納言下世之時，又思遺言，同安御骸於北山幽閑之地，不得晨于今未改葬」とある。保光は遺言を残し、自分も娘と同じ寺⁽¹¹⁾に玉殿を造らせた。『権記』には玉殿を造ったとは書かれていないが、「同安御骸」とあり、「不得晨于今未改葬」とあるから、保光の葬法は、娘と同じ方法での葬法を遺言し、将来は改葬

しなければならぬ方法であったとあるから、それは玉殿の形態であったと解釈するのが妥当であろう。このようにして、保光とその娘は松前寺に別々に造られた玉殿に納められた。いわゆる父娘同墓地となったのである。

次に、行成の外祖母（保光妻）についてみると、彼女の出自については記録が残されていないので人物を特定できない。ただ、『権記』には外祖母と思われる女性についての記述が見られる。保光が死去した3年後の長徳4年（998）3月20日条に「老尼御惱危急、自近衛殿告来、乍驚馳詣」とあり、4月2日条に「依病已危急、不能参入之由」とある。近衛殿に住む「老尼」がそれと推測される人物であり、彼女については『権記』に何度も記述されており、特に親しい人物であったようである。黒板伸夫氏は「行成の外祖母すなわち源保光室であろう⁽¹²⁾」と述べている。支持すべき見解である。恐らく、彼女は保光が死去した後に出家し尼となっていたのであろう。外祖母とおぼしき老尼は3月から4月に重病となったが、『権記』は5～6月の間が欠けているため、その後の消息については分からない。

母方の家族成員は、行成が成人後に死去したこともあって、外祖母を除き、外祖父・母親の葬送の事情がかなり明らかになる。

3. 妻方の葬制と追善仏事

次に、行成の妻とその親族についての葬送の史料をみていきたい。まず、妻の父親の源泰清であるが、彼は長保元年（999）4月11日に死去している。行成28歳である。葬送の史料はほとんど残されていないので、特に云々することはない。

次に、長保4年（1002）10月16日、行成の妻である泰清娘が亡くなった。行成31歳。妻は7人目の子供を妊娠しており、10月10日頃から赤痢を患っていた。14日に無事女兒を出産したが、16日に生まれたばかりの女兒は没し、母親も瀕死の状態になり、出家させ仏の加護にすぎた。しかし、夜中の2時ごろ息を引き取った。『権記』に「丑剋氣漸絶、年廿七、悲慟之極何事如之」とある。行成は18歳の時に妻と結婚し、14年間で7人の子供をもうけ、内3人が夭折したという。

葬送は、早くも翌日の17日行われた。同記に「此夕葬送于鳥部野」とあって、場所は鳥部野であった。遺体は火葬に付された。18日に「寅剋許自葬送處向白川、流亡者骨粉、積貞持之、順闍梨加持光明真言、雖往生之菩提、愁憂無極」とある。葬送の翌日、行成は妻の

遺骨を鳥部野から白川に運び、そこから川に流した（なお、夭折した子供の処遇ははっきりしない）。

ところで、筆者の調査によれば、この時代の妻の葬送の主催者は、

- (1) 実家の父親が生存している場合は父親
- (2) 実家の父親が死去している場合は夫もしくは子供
- (3) 実家の父親・夫が死去し、子供のいない場合は実家の血縁者

であったようである。いずれの場合であっても、最終的に墓は妻の実家に作られるのが原則であったと考えられる。行成の妻の葬送は、実家の父親はすでに死去しているから、夫の行成が主催して執り行っているのである。通常ならば、遺体を火葬した後、遺骨を妻方の墓地へ移送し、そこに墓が作られるはずである。しかし、行成はどのような訳か妻の遺骨を川に流し去っている。

12月4日には、妻の四十九日の法要が行われた。法要には藤原有国・藤原高遠・藤原兼隆・平親信などが出席しているが、妻の実家の血縁者らしい人物は記録されていない⁽¹³⁾。残念ながら、行成は法要の行われた場所を記録していないので、その性格を知ることはできない。続いて、一周忌の記録をみると、翌年（長保5年）の10月15日に法要が行われている。場所は「三条」と書かれてあるから、三条邸で行われたのであろう。この三条邸とは黒板氏の考察によって、行成妻の自宅と考えられる⁽¹⁴⁾。そうすると、一周忌の場所は妻の家の三条邸であったことになる。また、16日は正日であるが、『権記』には「諷誦愛宕寺、以泰助為代令斎」と記している。愛宕寺は妻方に関連する寺であったのであろう。

このようにみえてくると、行成妻の葬送の性格は複雑である。行成は夫として妻の葬送を行い、水葬という当時では非常に珍しい葬送を採用し、遺骨を流し去っている。妻の遺体を、夫の意志で処分しているから、夫の主導性が強い印象である。しかし、一方で妻の一周忌は妻の自宅と寺で行われているから、必ずしも夫主導の性格が強いとばかりはいえない面も見受けられる。行成妻の葬送と追善仏事には、夫の主導性と妻方の地位の尊重の両面性がみられる。

次に、寛弘7年（1010）4月5日、源泰清の妻（行成妻の母親）が62歳で死去した。行成39歳。遺体は11日に山寺に移送され、16日に葬送⁽¹⁵⁾が行われているが詳細は不明である。

続いて、5月24日彼女の四十九日の法事が世尊寺で

行われている。翌年の4月5日には同じく世尊寺で一周忌の法要が行われている。この時、行成は『権記』に「還到世尊寺，令修故京兆（泰清）室家尼周闕法事，則孝朝臣行事，只請七僧」と記している。これによれば泰清妻の法要は、世尊寺で則孝という人物が中心になり執り行われている。この則孝とは源則孝（宇多源氏時中の子）のことで、行成の家司であった人物である⁽¹⁶⁾。したがって、一周忌の法要は行成が主催しているのである。

とすると、泰清妻に対する処遇はさまざまな問題点を含んでいる。というのは泰清妻は、行成からみれば妻の母親であり、直接的には血縁関係はない。それ故、葬送を始め、四十九日の法要や一周忌の法要などは全て泰清妻の実家の責任で執り行われるべきものであって、婿の行成が為すべきことではない。ところが、四十九日の法要が婿側の寺院である世尊寺で開催され、一周忌の法事も婿側の寺院である世尊寺で開催され、しかも婿の行成が主催しているのである。ここには、追善仏事や寺院を厳格な系譜観念に則って取り扱う理念がみられず、極めて流動的で、その場に即してどうにでも対応できる観念があったのではないかと推測される。

以上のように、行成は妻方の葬送・追善仏事に深く関与している実態が理解できるであろう。

4. 子供の葬送と追善仏事

行成には2度目の妻との間に娘がいた。娘は12歳の頃の寛仁2年(1018)に藤原道長の子長家と結婚した。娘は病弱な体質であったようで、3年後の治安元年(1021)の春から夏にかけて疫病が流行した際、罹病し早世した⁽¹⁷⁾。行成50歳。『小右記』によれば、3月19日の明け方のことであった。夫の長家はわずか17歳であった。この頃、若い夫婦は妻方に居住していた時代であったから、妻の父（行成）や母（源泰清娘）が死者を見守った。姻戚関係にあたる長家の実父（道長）や実母（源明子）は手紙で連絡はするが、息子の妻の死の席に参集することはなかった⁽¹⁸⁾。

葬送については、『更級日記』の傍注に「権大納言記，三月十九日，卯刻，病者氣絶，悲嘆之甚不知所為，四月九日斂觀隆寺北地」とあり、4月9日であったようである。一方、『栄花物語』（巻第16）には「(死亡の日から)7日8日ばかりありて北山なる所に、霊屋という物造りて、ようさり率て出で奉らんとて、つとめてよりこの御急ぎをそそのかせ給ふ」とあり、遺体を北

山の地に造った玉殿に安置したのは3月の26日か27日であった書きぶりである。

双方の史料を検討すると、『権大納言記』の筆者は死者の実父の行成である。したがって、同記の記述内容は最も信頼できるから、行成娘の葬送は4月9日に行われ、遺体は觀隆寺⁽¹⁹⁾の北辺に造られた玉殿という建造物に安置されたと考えるのが妥当である⁽²⁰⁾。

『栄花物語』によれば、遺体を北山に送り出す時、夫の長家は靈柩車のお供に付くことを当然としたが、その日は父親の道長が忌の日であった故に、舅の行成が強いて押し止め（父親が忌の日で息子に支障が出るという根拠は不明）、北山には行成がお供として行ったという。その時、行成は北山にさまざまな調度品を運び入れたとあるから、それらは葬送の場の飾り物として設置されたのであろう。

追善仏事は、中陰仏事が2度行われており、周忌仏事については明らかでない。『栄花物語』（巻第16）に「かくて日来過ぎぬれば、御法事は世尊寺にてせさせ給ふ。中将殿（長家）の御方より、よろづおぼし急ぎたり。御正日は殿（行成）にて経仏など申しあげさせ給ふ」とある。これによれば、四十九日の法事の場所は2度とも妻方の寺院である世尊寺で行われている。『栄花物語』の記述で興味深いことは、最初に行った御法事の方は死者の夫である長家が万事の準備をし、正日の法事は死者の父親の行成が中心になって挙行されていることである。

行成娘の玉殿が造られた觀隆寺は詳細がはっきりしないが、道長方の寺院ではないので、妻方の行成方の寺院であったであろう。とすると、行成娘は父親（行成）が生存中に死去したから、実家の父親によって葬送され、父親の用意した觀隆寺の玉殿に安置されたのである。

これは、かつて、外祖父（保光）が我が娘（行成母）を婚家先ではなく自分の寺に収容したのと同じ行動をとっているのである。つまり、女性は原則的には実家の墓地に収容されるのがこの時代の慣行であったからである（なお、玉殿に納められた遺体がその後どうなったのかについては明らかでない）。

5. 行成の忌日

以上の考察で明らかになったように、行成は自分の娘に対しては、その死の処遇を婿の長家（道長方）にゆだねることなく、父親として対応している。これは、娘を父方で処遇しているから父系観念に基づいている

と解釈できる。その一方で、行成の妻方に対する関わり方をみると、父系系譜に基づいた理念が乏しく、彼は明確な親族意識に欠けるのではないかという印象さえ受ける。そこで、行成の親族意識の範疇を確認するために、彼がどの範囲の親族に対して忌日（命日）を守っているのかを調査し、彼の親族観の一端をみることにしよう。忌日は一般に広範囲な親族の命日を守るのではなく、狭い範囲の肉親・姻族のそれを守る傾向がある。そこで、行成の祖父母・外祖父母・父母・妻の命日について、『権記』にどのように記述されているのか調査した⁽²¹⁾。

まず、祖父の伊尹についてである。伊尹の命日は11月1日である。『権記』に11月1日の記事は6ヵ年分が残されている。うち5ヵ年分については、他の記事が記述されているにもかかわらず、祖父の忌日に関する記事は何一つ残されていない。ただ、寛弘元年条には「依御物忌」という記事がある。忌日に「物忌」と記述することは、父親の長保元年条、妻の寛弘2年条の2ヶ所にみられるので、寛弘元年条の「御物忌」が祖父の忌日を守っている証拠と考えられなくもない。しかし、外祖父（保光）や父親（義孝）命日の記事と比較すれば、一目瞭然であるように、2人には「御忌日」「齋食」「諷誦料」などのように明らかに忌日を守っている記事内容がみられる。

しかし、伊尹の方には忌日を守っていると思われる記事が何一つ残されていない。したがって、寛弘元年条の「御物忌」は、長徳元年10月7日条、長徳3年5月24日条、同年12月10日条にみられる「御物忌」と同様に、忌日とは関係のない通常の物忌の記事であったと考えられる。そうすると、『権記』には祖父の忌日の記事は見当たらないから、彼は祖父の忌日は守っていなかったと考えられる⁽²²⁾。

次に、祖母の恵子女王の命日は正暦3年（992）9月27日である。恵子は、夫の死後20年もの長きにわたって生存していた。恵子は花山天皇の外祖母であり、幼くして祖父・父を亡くしていた行成にとって恵子は最も親しい父方の肉親であった。その恵子の命日の9月27日の記事は11ヵ年分残されている。しかし、それらには孫の行成が忌日を守っている記事が全く残されていないので、行成は祖母の忌日を守っていなかったと判断される。

桃氏は「一般に忌日は尊属は父母に止まり、祖父母に及んでゐない⁽²³⁾」と指摘しているが、この点は行成の場合も同様に祖父母の忌日を守っていない。

では、外祖父母をみていきたい。まず、外祖父の保光であるが、彼の命日は5月9日、日記をみると、行成はきちんと忌日を守っていることが確認できる。特に長保2年条は「故中納言御忌日」とその旨が明記されている。

次に、外祖母については先に言及したように長徳4年の4～5月頃に死去した可能性が強い。しかし、その後の『権記』を調査しても、外祖母の忌日を守っている記事は見当たらないので、行成は外祖母の忌日は守っていなかったと考えられる。つまり、行成は外祖父の命日のみを守り、外祖母の方は守っていなかったことになる。

次に、父母の忌日はどうであろうか。両親の命日に関しては、日記に明確であるように、問題なく共に忌日が守られている。そして、行成の妻（源泰清娘）は、長保4年（1002）10月16日に没しているが、その後4年連続して忌日の記事がみられるので、妻の忌日も守られていたと考えられる。

以上の調査結果をまとめると、行成は外祖父・父・母・妻の4人の命日を守っていたことが判明する。命日を守る対象とされる人物は、行成にとっては最も親しい人物であったことを示すから、行成にとって、外祖父と両親と妻が最も重要な人物であり、その中には祖父母は含まれていない。

ところで、行成の忌日で注目すべきことは、行成が父方の祖父の忌日を守らず母方の祖父の忌日を守っている事実である。桃氏は先にも見たように「一般に忌日は尊属は父母に止まり、祖父母に及んでゐない」と述べているが、氏の調査によれば、行成の同世代の人物である道長は父・母・姉（詮子）、実資は祖父・祖母・父・母・妻・女兒・実資乳母の忌日を守っていると報告している⁽²⁴⁾。

行成と外祖父の問題を考える上で参考となるのは、実資の事例である。実資は、行成と同じく父親を早くに失い、祖父の養子とされた。そのため、実資には養父母と実父母の2組の両親が存在した。桃氏が指摘するように、実資が実頼夫婦の忌日を守ったのは、祖父母として守ったのではなく、養父母として守ったのであって、それが一見すると祖父母と父母の忌日を守ったかのごとくみえるのであろう。

行成の場合は、「外」祖父の忌日を何故守っているであろう。それは、行成の幼年期をみれば分かるように、彼は誕生の年に祖父を失い、3歳の時に父親の義孝を失っている。それ以降、彼は母と共に外祖父の保

光によって24歳まで育てられた。外祖父はあたかも実父のような存在であって、行成にとって義孝は生みの親、保光は育ての親という実態があった。したがって、行成は父方の家族の一員という意識より、母方の家族の一員という意識を濃厚に持って育った。そのため、行成にとって保光は特別な人間であり、このような行成の特殊事情が当時としては例外的な忌日の守り方として外祖父の忌日を守るという行動が生まれたのであろう。

しかし、どのような事情があれ、行成が「外」祖父の忌日を守るという行動は、父系の観念からは逸脱するものである。しかし、行成の行動には、原則的には父系の観念を中心とするという理念がありながら、その観念が強固ではなく、双系的な理念が一部に見られるというこの時代の特色をよく現している。

葬送における行成の妻方への関与の態度をみるとかなり広い範囲の親族観を保持していたと思われるが、忌日の実態からみると、行成の重要な親族の範囲は実は非常に狭いことが理解される。

6. 行成の親族意識

寛弘8年(1011)、40歳の行成は外祖父(源保光)と母親(保光娘)の改葬を思い立った。前述のように、2人の遺体は外祖父が建立した松前寺に玉殿を立てそこに安置されていた。改葬は安置された日から16年目のことであった。7月5日陰陽師の賀茂光栄に相談し、11日に改葬をすることに決定した。夜の6時頃自宅を出発し、10時頃に遺体の改葬に取りかかり、明け方に作業を終えている。翌日、取り集めた遺骨を焼き、灰とした。それを小桶に入れ、鴨川まで運び、川に投げ入れた。水葬を終えたのは朝の8時頃であった⁽²⁵⁾。行成は、3年前に正妻(源泰清娘)を水葬にしていたが、今度は外祖父と母親を水葬にしたのである。

次に、行成自身は道長と同じ日に56歳で亡くなった。万寿4年(1027)12月4日のことであった。『栄花物語』(巻第30)によれば、両手で娘と息子の手を握ったまま息を引き取ったという。葬送は16日であった⁽²⁶⁾。四十九日の法要は万寿5年(1028)1月22日世尊寺で行われた⁽²⁷⁾。一周忌の記録は残っていない。総じて、行成の葬送関係の記録はほとんどみられない。また墓地についても同様であり、行成の墓地は何処であったのか明確でない。

では最後に、行成の家族成員の葬送と追善仏事について総合的に考察しておきたい。行成家族では、家族

で最も中心的な父系の家族成員である伊尹・義孝・行成の葬送・墓制の史料がほとんど残されていないという致命的な問題点が存在する。その点を承知した上で、以下の考察を進めたい。

葬制や追善仏事を家族という視点で分析すると、父系の家族成員は、あまり問題にならない。というのは、祖父・父・男子という父系の家族成員は原則的に父方の実家で葬送が行われ、法事も父方に関連する寺院で行われ、父方の実家に関連のある墓地に埋葬されるのが一般的である。つまり、葬送その他がすべて父方で行われる。

その点、妻となった女性の処遇は男性のように単純ではない。道長家族に関連する女性達を調査すると⁽²⁸⁾、原則的に女性は実家で葬送され、実家に関連する寺院で法要が行われる。しかし、法要などが夫方で挙行されることがみられる。つまり、女性の場合は葬送その他が実家で行われる場合と、婚家先で行われる場合の2通りがある。これらの、道長家族の実態を念頭において、同世代の行成家族の葬送追善仏事を死亡順にみていこう。

まず、取り上げなければならない人物は、父親の義孝である。彼の葬送・墓地については明確でないが、四十九日の仏事は「桃園御堂」で行われている。この「桃園御堂」はそのその所有者が誰であったかによって、追善供養の性格が判断される。夫方の可能性もあり、妻方の可能性も考えられなくはない。残念ながら、筆者には桃園第の所有者を決めたいので、義孝の仏事の性格を云々することはできない。

次に、行成母(義孝妻)は若くして夫を失った後、父親(保光)が健在でかつ長命であったから父親より先に死亡した。そこで、彼女の遺体の処遇はすべて父親の意志の下で決定され、遺体は父親の建立した松前寺の玉殿に安置された。既婚女性が自分の実家の主催による葬送を得て、実家の寺院を墓地としているから当時の典型的な慣行に則った形式であったといえよう。

次に、行成外祖父の保光は娘と同じ年に疫病に感染して死去した。遺体は保光本人の遺言によって、自らが建立した松前寺の玉殿に安置された。そこには娘の玉殿がすでに設けられていた。したがって、保光父娘は同墓地となった。

ところが、17年後に重大なことが発生した。保光父娘が安置されていた玉殿は、建物に遺体を収容する形式であったから永久的な施設であるとは認識されてい

なかった。いずれ時期が来れば改葬することが必要であった。通常、改葬は死者の父系の実家の血縁者によって、処置されていたと想定される。ところが、保光父娘の遺体は娘の子供である行成によって処置された。常識的に考えれば、母親の遺体を息子が処遇することは不自然とはいえないかもしれない。そこで、行成が主導して実母（保光娘）を水葬に処したことは不自然なことではないとしよう。

しかし、行成は外祖父の遺体をも主導して川に流している。いうまでもなく、行成の出自は「藤原」で、保光の出自は「源」である。保光には子供がいなかったのではなく、『尊卑分脈』には永光（年齢不詳）という子供がいたことが記録されている。また、保光には重光（大納言）という兄がおり、彼の一周忌が松前寺で行われたことは前にみたが、重光には通雅・長経・則理等の子供がいたのであるから⁽²⁹⁾、保光一族は成員が欠如していたのではない。

にもかかわらず、行成は藤原氏の成員でありながら、源氏の成員の遺骨を処置しているから、この事実は、父系の観念では説明できないから双系の理念で解釈しなければならないであろう。つまり、行成は一方で義孝の子供として父方の藤原氏の成員権を持つ人物であり、もう一方で母方の源氏の準成員権を持つ人物として認識されていたのである。ただし、この双方に広がる成員権意識は、双方に平等であったとは考えられず、父方の出自意識が基本であり、母方への出自意識は付帯的であったと想定される。いずれにしても、出自原理を逸脱していると思われる行成の行為は、この時代では許容される範囲内であったのである。

次に、注目したいのは、正妻（源泰清娘）の葬送である。行成は長保4年（1002）に死去した妻を火葬に付した後、遺骨を川に流している。このような処置をしたのは行成の意志であったと考えられる。とするならば、行成の行為は、道長家族の葬送のあり方と比べて特異である。というのは、道長家族に関係する妻達の場合、源倫子（仁和寺）、妍子（木幡）、威子（木幡）、嬉子（木幡）、藤原斉信娘（法住寺）達はいずれも父方の墓地に葬られており、妻の遺体を夫が主催して、墓地を決めたり、改葬したりしたという例は見出せないからである。妻は、本来実家である父方で葬送され、父方の墓地に埋葬されるのが原則である。したがって、「藤原氏」の行成が「源氏」の妻の遺体の最終的な処置をするなどということは、やはりこれも出自原理を逸脱しているとしか表現できない。

行成は、外祖父そして自分の妻に対して遺体の最終的な処置をするという、特異な行動を見せている。さらに、ここでもう一つの例をみておきたい。それは、妻の母親（源泰清妻、出自不明）に対してである。妻の母親は寛弘7年に死去し、葬送関係の史料は残されていないが、注目すべきことは彼女の四十九日の追善仏事は、婿の寺である世尊寺で行われていることである。さらに注目すべきは、彼女の一周忌の法要も娘婿の寺である世尊寺で行われ、それを娘婿の家司が取り計らっているのであるから、行成が主催しているのである。妻の追善仏事ならともかく、その母親の法要を、娘婿の寺で行うということは系譜の理念からいえば逸脱した行為と考えられる⁽³⁰⁾。

妻の母親の死に対しては、婿として取らなければならない一定の約束事があったと考えられるが、ここまで深く関与することは常識的には考えられない。なぜなら、通常妻は出自を異にしており、その母親はさらに出自を異にしているから、世代がさかのぼるほど血縁性は遠ざかる。婿の行成が四十九日の寺を提供したり、一周忌の法要を主催したりする親族的な理由は見当たらない。それにもかかわらず、行成は妻の母親の法要に深く関与している。この行動もやはり特異な行動と考えられる。

おわりに

葬送・追善供養・忌日における行成の行動を分析すると、外祖父・母親・妻の母親に対する態度に典型的に表れているように、彼には、父方・母方・妻方に対して自由な行動様式がみられ、父系観念が希薄なことが特色といえるであろう。行成の「家」は、父系制理念とはほど遠く、双系制的理念に基づいているというより、系譜的親疎の理念に左右されない極めて流動的な親族理念に基づいている。つまり、「家」が充分形成されていないと評価すべきであろう。

注

- (1) 角田文衛「藤原行成の妻」（『角田文衛著作集』第6巻、法蔵館、1985年）270～1頁、田中久夫『祖先祭祀の研究』（弘文堂、1978年）14～6頁、隴谷寿「平安時代の公卿層の葬墓」（笠谷和比古編『公家と武家II－「家」の比較文明史的考察』思文閣出版、1999年）144頁。
- (2) 栗原弘「平安時代の入墓規定と親族組織」（秋山国三先生追悼会編『京都地域史の研究』校倉書房、1991

- 年) 参照。
- (3) 家族系図は、『尊卑分脈』第2編, 379～82頁, 黒板伸夫『藤原行成』(吉川弘文館, 1994年) 278～9頁, 北村章「一条朝四納言の研究ノート(3)」(『群馬女子短期大学紀要』第12号, 1985年) 48頁, 角田, 注(1)前掲論文, 270～1頁などを参考とした。
- (4) 『親信卿記』天禄3年11月2日条。
- (5) 『尊卑分脈』第1編, 379頁。
- (6) 『日本紀略』天禄3年12月17日条。
- (7) 桃園第を妻方と解釈するか夫方とするかについては非常に困難な問題がある。同第は, 王氏領の性格と藤原氏領の性格の両面性を内在している。高橋康夫氏は「世尊寺縁起」によって, 保光が「桃園」を家号としたのは, あくまで娘と孫を養育するための寄住とし, 彼は桃園第の所有者ではないとし, 同第は伊尹→義孝→行成と相続されたと想定している(「桃園・世尊寺」隴谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』〈望陵舎, 1987年〉参照)。筆者は, 保光の兄重光が, 「一条北大宮東」に居住していたという『日本紀略』永観元年3月2日条からしても, この地区は王氏領であった可能性が強く, 桃園第は恵子女王の婿伊尹, 保光娘の婿義孝が2代にわたって一時的妻方居住した邸宅と推測したいが, この見解では行成が桃園第を世尊寺とした事実を充分説明できない欠陥がある。この点については見解を保留しておきたい。いずれにしても, 桃園第(世尊寺)は源氏と藤原氏の双系的性格の入り混じった寺院であった。
- (8) 『公卿補任』万寿4年条。
- (9) 『小右記』正暦4年4月16日条。
- (10) 『権記』長保元年7月2日条。
- (11) 田中久夫氏は保光父娘の玉殿の位置について, 娘は円明寺, 父親は寂楽寺の北山としている(田中, 注(1)前掲書, 60頁)。これは明らかに誤りである。寂楽寺辺の墓地は村上源氏の具平親王の一族の墓地であり, 保光は醍醐源氏であり彼が, そこを墓地とする根拠はない。また, 『権記』に, 「北舎代下, 令季信朝臣, 搢火於御棺, 又到西倉代下, 令輔忠朝臣邦祈并理義朝臣等搢火」とあり, 保光父娘の玉殿は松前寺の「北舎代下」と「西倉代下」の地に造られていたことが記されている。したがって, 保光父娘の玉殿の場所はともに松前寺であったとすべきである。
- (12) 黒板, 注(3)前掲書, 73頁。
- (13) 『権記』長保4年12月4日条。
- (14) 黒板伸夫「『藤原行成』の家政と生活基盤」(山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館, 1991年) 388～93頁。
- (15) 『権記』寛弘7年4月5日, 11日, 16日各条。
- (16) 黒板, 注(14)前掲論文, 382頁。
- (17) 津本信博『更級日記の研究』(早稲田大学出版部, 1982年) 128頁。
- (18) 『栄花物語』巻第16。
- (19) 観隆寺については詳細不明。
- (20) 行成は, 外祖父親娘が玉殿に安置されていた経験があるから, 自分の子供が死去した際, 玉殿に納めることを発想するのは自然の成り行きであったと考えられる。
- (21) 祖父 伊尹(天禄3年(972)11月1日没)長徳4年・長保元年・長保2年・長保3年・寛弘元年・寛弘4年各条。
 祖父母 恵子女王(正暦3年(992)9月27日没)長徳元年・長徳4年・長保元年・長保2年・長保3年・寛弘元年・寛弘2年・寛弘3年・寛弘4年・寛弘5年・寛弘6年各条。
 外祖父 源保光(長徳元年(995)5月9日没)長保2年・長保3年・長保4年・長保5年・長保6年・寛弘4年・寛弘8年各条。
 外祖母 不詳
 父親 義孝(天延2年(974)9月16日没)長徳元年・長保元年・長保2年・長保3年・長保4年・長保5年・寛弘元年・寛弘2年・寛弘5年・寛弘6年・寛弘8年各条。
 母親 保光娘(長徳元年(995)1月29日没)長保2年・長保3年・長保4年・長保5年・寛弘3年・寛弘4年・寛弘5年・寛弘6年・寛弘7年・寛弘8年各条。
 妻 源泰清娘(長保4年(1002)10月16日没)長保5年・寛弘元年・寛弘2年・寛弘3年・寛弘5年・寛弘8年(1011)各条。
- (22) 『公卿補任』長保3年条に「藤行成…故太政大臣(伊尹公)孫(但為子)」とあって, 行成は祖父伊尹の養子となっていたとある。黒板伸夫氏はこの説を肯定し, 「行成が伊尹の子として扱われたことは彼の官位昇進の状況からみても事実であると思う」(黒板, 注(3)前掲書, 7頁)といっている。行成は誕生が天禄3年であり, 同年の11月1日に伊尹は死去している。行成の誕生後に伊尹が死去した可能性があり, 行成

養子説は成立しないわけではない。しかし、忌日の実態からすれば、『公卿補任』説は受け入れがたい。なぜなら、2人の間に養子関係があったならば、行成は実資のように養父として伊尹の忌日を守らなければならないはずである。しかし、行成は伊尹の忌日を守っておらず、これは2人の間に養子関係がなかったことを反映していると考えられるからである。

- (23) 桃裕行「忌日考」(『桃裕行著作集4 古記録の研究〔上〕』思文閣出版, 1988年) 222頁。
- (24) 桃, 注(23)前掲論文, 217, 221各頁。
- (25) 『権記』寛弘8年7月11~2日条。
- (26) 『小右記』万寿4年12月16日条。
- (27) 『左経記』万寿5年1月22日条。
- (28) 別稿「藤原道長家族の葬送・墓制・追善仏事」(発表予定) 参照。
- (29) 『尊卑分脈』第3篇, 448~9頁。
- (30) 行成の最初の妻が源泰清娘の娘であり, 2番目の妻も同じく泰清の娘であるという説がある(『栄花物語』巻第14)。行成が妻の母親の法要に深く関与した理由にこのような事情があったのではないかと推測される。しかし, 仮にそうであっても婿が妻の母親の法要を主催する理由にはならない。

付記: 本稿は平成14年度科学研究補助金(基盤研究(A))

- (1) 「死者と追悼をめぐる意識変化—葬送と墓についての統合的研究—」による研究成果の一部である。